

5. 外板価値減点並びに修復歴（未修理車を含む）減点

1) 外板価値減点

- ①ネジ止め外板で連続する複数パネルの交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点①を適用する。
- ②リヤフェンダ、リヤエンドパネル等溶接止め外板の交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点②を適用する。

2) 修復歴（未修理車を含む）減点

交通事故やその他の災害により、自動車の骨格等に欠陥を生じたもの又は、その修復歴のあるものは商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき修復歴減点を適用する。

3) ランクの設定

各ランクは、同一部（車両の前部、側面、後部）ではCランクにはBランクを含み、BランクにはAランクを含み、Aランクには外板価値減点を含むというように、重いランクには軽いランクを含んで設定している。

細則

1. 修理概算額

- 1) 修理済車 みなし修理費とする。但し、修理明細書のある場合は、明細書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とすることができる。
- 2) 未修理車 見積書の金額（消費税除く）からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とする。但し、特例として「みなし修理費」とすることもできる。

2. 修理済車、未修理車共通

- 1) 交換跡・修理跡のある箇所又は修理・交換を要する箇所により、ランク・係数を決める。
- 2) 同一部（車両の前部・側面・後部）に重複している場合は、重いランク・係数を適用する。
- 3) 車両の他の部に離れて、外板価値減点、修復歴減点を要する場合、それぞれの修理概算額を合算し、ランク・係数はいずれか重い方を適用する。
- 4) 修理度合いの悪いものは、修復歴（外板価値）減点と再修理減点を適用する。
- 5) 外板価値減点及び修復歴減点をとったときは同種の修理跡について、他に価値減点をとってはならない。

3. 減点の算出方法

$$\sqrt{\text{基本価格} \times \text{修理概算額}} \div 4.8 \times \text{係数} = \text{減点点数}$$

（小数点以下第一位四捨五入）

計算例（VIクラス、Bランク、修理概算額はみなし修理費を適用）

- ①……基本価格 ②……修理概算額 ③……係数
① = 1,000千円 ② = 850千円（みなし修理費） ③ = 1.3 のとき、

電卓を使用した場合

$$\boxed{1,000} \times \boxed{850} = \sqrt{\quad} \div 4.8 \times \boxed{1.3} = 249.6 \Rightarrow 250 \text{ が減点点数}$$

- ① ② ③

(1) 乗用車系 (3、5、7、8ナンバー)

| 区分 | ランク | 箇所 | 適用係数 | みなし修理費 | | | | | | |
|---------------|-----|---|------|--------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | 特 | I | II | III | IV | V | VI |
| 外板 価値減点 | ① | 連続するネジ止め外板 (交換) | 0.6 | 2100 | 1080 | 900 | 720 | 510 | 390 | 300 |
| | ② | フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換 (溶接) ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換 | 0.8 | 2600 | 1330 | 1100 | 890 | 630 | 480 | 370 |
| 修復 歴 減点 | A | クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー | 1.0 | 3500 | 1800 | 1500 | 1200 | 850 | 650 | 500 |
| | B | フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ (ピラーから) リヤサイドメンバー交換 | 1.3 | 5950 | 3050 | 2550 | 2050 | 1450 | 1100 | 850 |
| | C | フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル | 1.5 | 9100 | 4700 | 3900 | 3100 | 2200 | 1700 | 1300 |

4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い

- 1) 原則として外板価値減点②を適用する (クランプ跡のみも含む)。
- 2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。
- 3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点〈大〉(50点)を上限とする。
- 4) 「小さな損傷」は、修理減点、価値減点10点又は外板価値減点②を適用する。